

「札幌市が求める教員像」及び「教員育成指標」、「教員研修計画」について

令和7年3月

1 策定の背景

子どもの成長を担う教員には、いかに時代が変化しようとも、その時代の背景や社会の要請を踏まえつつ、次代を担う子どもたちを育てるという重要な使命と責任をもつとともに、子どもたちの人格形成を担う存在であることから、その職責の重さを絶えず自覚し、自らが子どもたちの道しるべとなるべく、常に資質の向上を図り続けることが求められています。

また、教育を取り巻く課題は複雑化、多様化しており、学校では、学ぶ力や豊かな心、健やかな体の育成、いじめや不登校の増加など様々な教育課題への対応が求められており、学習指導要領の趣旨を踏まえた新しい時代の教育に対応できるよう、教員の資質の向上に向けた環境を整えることが不可欠です。

こうした状況を踏まえ、教育公務員特例法の一部改正(平成28年11月28日公布、平成29年4月1日施行)に伴い、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者には、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する「教員育成指標」「教員研修計画」の策定が義務付けられました。

札幌市においては、平成28年度に北海道教育委員会と連携し、「求める教員像」について検討するとともに、平成29年度からは、有識者等からなる「札幌市教員育成協議会」を設置し、札幌市の特性を踏まえた「教員育成指標」「教員研修計画」についての協議を進めてきました。

2 札幌市が求める教員像

札幌市が求める教員像は、札幌市教育委員会が教員を採用するに当たり、教員としての基本的な姿を示すだけでなく、大学での教員養成や現職教員研修などの基盤となる姿です。

将来、札幌市の教員を志す学生にとっては、大学での学びを進める上での方向性を示すものであり、札幌市の教員になった者にとっては、研修や日々の実践を深める上での目標となります。さらに、保護者や地域の方にとっては、札幌市の教員の基本的な姿を理解していただき、信頼をより確かなものにしていただくためのものになります。

もちろん、教員像は、札幌市の教員としての基本的な姿を示したものであり、札幌市として画一的な教員を求めているわけではありません。生涯にわたり資質の向上を図るという前提に立って、個性豊かで人間味にあふれる教員が求められることは言うまでもありません。

なお、札幌市が求める教員像の検討に当たっては、北海道教育委員会と連携し、アンケート調査を実施するなどして進めてまいりました。

3 「教員育成指標」策定の目的

平成 29 年 3 月 31 日に国が示した「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」（以下、「指針」という。）では、指標策定の趣旨として、次のように示しています。

- ・教員等が、高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化したもの。
- ・教員等が担う役割が高度に専門的であることを改めて示すもの。
- ・研修等を通じて教員等の資質の向上を図る際の目安となるもの。
- ・教員等一人一人のキャリアパスが多様であるとの前提の下、教職生活全体を俯瞰しつつ自らの職責、経験及び適性に応じてさらに高度な段階を目指す手掛かりとなるもの。

なお、附帯決議では、「教育委員会等が策定する指標については、画一的な教員像を求めるものではなく、全教員に求められる基礎的、基本的な資質能力を確保し、各教員の長所や個性の伸長を図るものとする。また、同指標は、教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであることを周知すること。」と示されており、特段の配慮をすべきとされています。

このことから、札幌市教育委員会が策定する「教員育成指標」は、札幌市の教員としての基本的な姿を「札幌市が求める教員像」として明確にした上で、一人一人の資質の向上を図るために、あくまでも目指す姿を示しています。

「教員育成指標」で対象となる公立の小学校等の教員等の範囲については、教育公務員特例法に基づき、文部科学大臣が告示した「指針」において、以下のとおり示しています。

- (1)公立の小学校等の範囲は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園である。
- (2)教員等の範囲は、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師である。※臨時的任用教諭等を除く

上記を踏まえ、札幌市教育委員会が任命権者となる、公立の園・学校の園長、校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、保育教諭、養護教諭、栄養教諭）が、札幌市教育委員会が策定する「教員育成指標」の対象となります。

4 「教員育成指標」の活用について

令和 4 年度より、教育公務員特例法及び教職員免許法の一部改正に伴い、各教師の研修履歴を記録するとともに、この記録に基づき、教師の資質向上に関する指導助言等を行う仕組みが制度化したことから以下のような場面においての活用が求められます。

- 管理職及び教員が自身の身に付けるべき資質等を知り、研修計画を立てる際の参考にしたり、研修を振り返ったりする際の目安として活用する。
- 管理職が個々の教員の研修計画に助言する際の参考として活用する。
- 教育委員会や各園・学校等が研修の企画を行う際の目安として活用する。
- 教員を目指す学生や教職課程をもつ大学等に活用される資料となる。

5 「教員研修計画」について

(1) 策定の背景

前述したとおり、教育公務員特例法の一部改正(平成28年11月28日公布、平成29年4月1日施行)に伴い、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者には、地域の実情に応じ、校長及び教員としての資質の向上に関する「教員育成指標」と合わせて、「教員研修計画」の策定が義務付けられました。

なお、国は、教員研修計画の策定に係る留意すべき事項として、以下のことを示しています。

- ①研修の実施に当たっては、法令の規定により研修の実施を担う主体だけではなく、大学をはじめとする様々な関係機関と連携・協働して取り組むことが重要であり、教員等の資質の向上に関し、行政機関だけでなく、様々な関係機関との関係構築に努めることが重要であること。
- ②指標や教員研修計画の策定に際しては、単に教員等が受講する研修の絶対量のみが増加し、教員等の多忙化に拍車をかけるようなことにならぬよう、教員等の資質の向上に資する効果的・効率的な研修が体系的に整備されるよう配慮するとともに、研修の効率的な実施に当たって配慮すべき事項を教員研修計画に掲げること。
- ③研修を実施する者、研修の実施に協力する者及び研修を受ける教員等自らが研修の意義や効果をより適切に理解しつつ、研修の実施が図られることが重要であることから、任命権者は、教員研修計画の策定に際し、各研修がどのような効果をもたらすのかということを常に意識しつつ、研修の効果に関する検証事例を蓄積していくことが期待されていること。

札幌市としては、体系的な研修を実施していたところですが、教員研修の見直し及び関連付けを図りました。

(2) 研修の効果的な実施について

教職員一人一人が自らの強みや課題を明らかにし、主体的に学びを選択して、校内・校外・多様な学びの場面を往還することで切れ目なく学び続けられるよう、以下のことに配慮しています。

- ◆年度当初に「研修案内」を作成し、教員の計画的な研修への取組を支援
- ◆様々な教育課題に応じた学校づくりができるよう、管理職向け研修の体系を整理

- ◆校内での学びへの支援…校内研修への講師派遣、校内研修に係る相談支援体制の拡充
- ◆全ての教職経験に応じた研修において、「いじめ対応」、「特別支援教育」に係る内容の実施及び外部講師の登用
- ◆自身の強みを生かしながら、学校運営に参加する力を身に付ける経験豊富な教員を対象とした研修を新設
- ◆「今」知りたいことを学んだり交流したりできるオンラインセミナー「オンラインカフェ」の拡充

(3) 研修の効果を検証するための方法

これまでも実施しておりますが、研修終了後に研修を受講した教員が記入、提出する「振り返り用紙」により、研修の効果検証と研修内容等の不断の見直しを行ってまいります。

(4) 教育委員会と校長及び教員の研修に協力する大学との連携について

校長会の代表及び教職課程を有する大学関係者等からなる「教員育成協議会」において、以下のことを継続してまいります。

- ◆教員育成指標の見直し及び教育委員会が策定する教員研修計画に対する意見聴取及び協議
- ◆当該大学教員の研修講師としての活用促進
- ◆教育委員会による大学生への啓発（リクルートプラン等）

6 終わりに

「札幌市が求める教員像」及び「教員育成指標」「教員研修計画」の策定により、札幌市の教員一人一人が、自ら教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて、更に資質の向上を目指す手掛かりを見付けるとともに、学び続ける教員として、これらを活用し、主体的に研修に取り組んでいくことを願っております。